

令和6年度「いじめ・不登校・発達障害等相談」実施要項

1 目 的

長崎県教育センター（以下「センター」という。）は、不登校や発達障害等、特別な配慮を必要とする子どもについて、相談者の必要に応じた教育相談を実施し、子どもの学習や生活を支援する。

2 相 談 内 容

- (1) いじめ・不登校に関すること
- (2) 発達障害に関すること
- (3) その他、子どもの学習や生活に関すること

3 対 象 者

国・公・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・義務教育・高等・特別支援学校に在籍する乳幼児、児童生徒及びその保護者・教職員

4 相 談 形 態

(1) 来所型相談

- ① 相談者が、センターに来所してセンター所員が相談を行う。
- ② 公認心理師等による相談を行うこともできる。
- ③ 子どもの支援の在り方の一助として、センターの判断により、発達検査を行うこともできる。(5 方法(1) - ⑦参照)

(2) 学校訪問型相談 (国・公・私立の幼稚園、保育所、認定こども園を除く。)

- ① センター所員が、学校に出向いて相談を行う。
- ② 子どもの支援の在り方の一助として、センターの判断により、発達検査を行うこともできる。(5 方法(2) - ⑦参照)

(3) 関係機関と連携した訪問支援

- ① センターの判断により、センター所員や長崎大学等の専門機関が相談を行う。
- ② 子どもの支援の在り方の一助として、センターの判断により、発達検査を行うこともできる。(5 方法(3) - ⑥参照)

(4) 備考

- ① しま地区5市町(対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町)については、原則として学校訪問型相談、関係機関と連携した訪問支援を実施する。
- ② しま地区5市町以外の地域については、原則として来所型相談を実施し、必要に応じて学校訪問型相談、関係機関と連携した訪問支援を実施する。

5 方 法

(1) 来所型相談について

① 相談場所

- 長崎県教育センター
〒856-0834 大村市玖島1丁目24-2

② 申込期間

- 随時

③ 申込方法

- 電話により相談を依頼する。
TEL：0957-53-1130
- 電話による決定連絡の際、実施日等の確認をする。（申込票の提出の必要は無し）

④ 相談員

- センター所員または公認心理師等相談員

⑤ 実施方法

- センター所員または公認心理師等相談員が、対象乳幼児、児童生徒の生活や学習の様子を聞き取り、支援について具体的に助言する。

⑥ 実施上の留意事項

- 10:00～16:00の間の90分（平日のみ）

⑦ その他

- 発達検査については、原則、初回の相談では実施しない。初回の相談等において、センターが必要と判断した場合に発達検査を実施する。検査実施の際は、検査依頼校が「発達検査依頼」（様式3）を提出する。
- 相談実施後、必要に応じて相談依頼校（園）と情報共有を行う。
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合は、必要に応じて関係市町教育委員会とも情報共有する。

(2) 学校訪問型相談について

① 相談場所

- 相談を依頼した学校（以下「相談依頼校」という。）

② 申込みについて

- しま地区5市町（対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町）以外の県内地域については、随時受付とし、必要に応じて実施する。
- しま地区5市町については、年2回の実施とする。
 - ・第1期【申込締切】5月24日（金）まで
【実 施】6月中旬～7月中旬
 - ・第2期【申込締切】9月13日（金）まで
【実 施】10月中旬～11月

③ 申込方法

- 電話により相談を依頼する。
TEL：0957-53-1130
- 相談依頼校が「申込票（学校用・保護者用）」（様式1、2）を提出する。
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合、関係市町教育委員会を通して提出する。
- 電話による決定の連絡後、訪問の日程調整を行う。

④ 相談員

- センター所員

⑤ 実施方法

- センター所員が相談依頼校を訪問し、対象児童生徒の生活や学習の様子を観察し、支援について具体的に助言する。

⑥ 実施上の留意事項

- 授業参観、相談等を含めて原則半日程度とする。
- 対象児童生徒の在籍する学校の関係教職員は、原則として相談に参加し、可能な限り情報共有を行う。

⑦ その他

- 発達検査については、原則、初回の相談では実施しない。初回の相談等において、センターが必要と判断した場合に発達検査を実施する。検査実施の際は、検査依頼校が「発達検査依頼」（様式3）を提出する。
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合、関係市町教育委員会を通して提出する。
- 相談者のプライバシーや人権の保護には十分に留意する。
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合は、関係市町教育委員会とも情報共有する。
- 相談実施後、相談依頼校は「利用報告書」（様式4）を提出する。
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合、関係市町教育委員会を通して提出する。

(3) 関係機関と連携した訪問支援について

① 相談場所

- 相談を依頼した学校（以下「相談依頼校（園）」という。）

② 申込期間

- しま地区5市町（対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町）以外の県内地域については、随時受付とし、必要に応じて実施する。
- しま地区5市町については、年2回の実施とする。
 - ・第1期【申込締切】5月24日（金）まで
【実施】6月中旬～7月中旬
 - ・第2期【申込締切】9月13日（金）まで
【実施】10月中旬～11月

③ 申込方法

- 電話により相談を依頼する。
TEL：0957-53-1130
- 相談依頼校（園）が「申込票（学校用・保護者用）」（様式1、2）を提出する。
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合、関係市町教育委員会を通して提出する。
- 電話による決定の連絡後、訪問の日程調整を行う。

④ 実施方法

- 相談者のニーズに応じた高度で専門的な対応機関職員が相談依頼校（園）を訪問し、対象乳幼児、児童生徒の生活や学習の様子を観察し、支援について具体的に助言する。

⑤ 対応機関

- 長崎大学 子どもの心の医療・教育センター ([http:// www.cme.nagasaki-u. ac. jp/](http://www.cme.nagasaki-u.ac.jp/))
- 長崎大学 教育学部 教育支援事業
- センター

⑥ その他

- 発達検査については、センターが対応する場合、原則、初回の相談では実施しない。初回の相談等において、センターが必要と判断した場合に発達検査を実施する。検査実施の際は、検査依頼校が「発達検査依頼」（様式3）を提出する。

なお、長崎大学が対応する場合においては、この限りではない。

- 相談者のプライバシーや人権の保護には十分に留意する。
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合は、関係市町教育委員会とも情報共有する。
- 相談実施後、相談依頼校（園）は、「利用報告書」（様式4）を提出する。
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合、関係市町教育委員会を通して提出する。